

「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する
植物検疫実施細則」（平成10年2月5日付け10農産第857号農産園芸局長通達）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設</p> <p>(1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、それぞれ次の地域とする。</p> <p>ア 指定生産地域</p> <p>(ア) ウエストラント(<u>Westland</u>)地域</p> <p>(イ) デ・クリング(<u>De Kring</u>)地域</p> <p>(ウ) アーレ・リクスティル(Aarle Rixtel)地域</p> <p>(エ) デ・ピール(De Peel)地域</p> <p>(オ) エルスハウト(Elshout)地域</p> <p>(カ) マーデ(Made)地域</p> <p>(キ) ベグヘル(Veghel)地域</p> <p>(ク) ボーネ(Voorne)地域</p>	<p>1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設</p> <p>(1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、それぞれ次の地域とする。</p> <p>ア 指定生産地域</p> <p>(ア) ウエストラント地域</p> <p>(イ) デ・クリング地域</p>
<p>2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査</p> <p>告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) ウエストラント(<u>Westland</u>)地域</p> <p>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 <u>100トラップ以上</u></p>	<p>2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査</p> <p>告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 <u>100トラップ以上</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計 100トラップ以上，指定栽培施設数が100未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	<p><u>(イ) 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計 100トラップ以上，指定栽培施設数が100未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>
<p><u>(イ) デ・クリング(De Kring)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 100トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計 100トラップ以上，指定栽培施設数が100未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	
<p><u>(ウ) アーレ・リクステル(Aarle Rixtel)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 3トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計 3トラップ以上，指定栽培施設数が3未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	
<p><u>(エ) デ・ピール(De Peel)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 150トラップ以上</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が150以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計 150トラップ以上，指定栽培施設数が150未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	
<p><u>(オ) エルスハウト(Elshout)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 6トラップ以上</u></p>	
<p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が6以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計6トラップ以上，指定栽培施設数が6未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	
<p><u>(カ) マーデ(Made)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 5トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が5以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計5トラップ以上，指定栽培施設数が5未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	
<p><u>(キ) ベグヘル(Veghel)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 3トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上，指定栽培施設数が3未満の場合にあっては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>(ク) ボーネ(Yoerne)地域</p> <p>a 5~10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 20トラップ以上</p> <p>b 11~4月：指定栽培施設数が20以上の場合にあっては指定 栽培施設内において合計20トラップ以上、指定 栽培施設数が20未満の場合にあっては全ての指 定栽培施設毎に1トラップ以上</p>	
<p>6 表示</p> <p>告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包 又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認でき る大きさで行われるものとする。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> PLANT QUARANTINE </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">  pflanzenschutz dienst </div> <p style="margin-left: 20px;">又は</p> </div>	<p>6 表示</p> <p>告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包 又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認でき る大きさで行われるものとする。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> PLANT QUARANTINE </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> </div>